

苦情処理等の報告について

平成21年8月11日
苦情処理調査部会

平成20年度苦情申出一覧表(1/6)

	(H20)苦情11	(H20)苦情12	(H20)苦情13
申出人	B	B	B
申出日	平成20年12月26日	平成21年1月9日	平成21年1月9日
実施機関	知事(保険指導課)	知事(政策法務課)	知事(保険指導課)
苦情の内容	<p>鋸南町の国保料の水増しの事実がわかる行政文書の隠ぺい。 開示請求すると国保法の該当条文が理解できない職員を担当者にし、補正要求をし、却下しようとしている。 補助金適法化法の適用がある国が鋸南町に交付していたH16年度までの国保基盤安定負担金の不正受給を担当課職員が鋸南町と一緒に隠ぺいし、あと1年で全部消滅時効になるからと、開示請求は全て却下し続けている。情報公開センターも隠ぺいに加担しているようだ。</p>	<p>担当課を特定せず、同センターで不開示決定。 県職員に不都合なことは開示請求してもきちんと対応せず、隠ぺい。 会計検査院が補助金適法化法の不適切な使用の補助金調査をしているが、過去の不適切(不適正・違法も含む)なことがあったことを隠ぺいするため、担当課から回答させようとしていない。何回も請求をさせられている。</p>	<p>補助金適法化法違反が明らかとなった事実を隠すため、補正要求権の濫用をし、却下通知。 同一内容を監査委員に請求しても、補正要求はないし、不開示決定の回答であるのに、違う対応をしている。 鋸南町が平成16年度まで国から国保保険基盤安定負担金の、不正受給(補助金適法化違反)をしていた事実を平成15年度から隠ぺいしてきたため、隠ぺいを続けている。</p>
調査委員	伊藤委員	菅野委員	伊藤委員
調査の状況	平成21年5月27日、6月4日(実施機関書面受付)	平成21年6月24日(実施機関書面受付)	平成21年5月27日、6月23日(実施機関書面受付)
苦情処理部会	平成21年1月13日(処理方針の検討)	平成21年1月13日(処理方針の検討)	平成21年1月13日(処理方針の検討)
審議状況	平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年7月6日	平成21年7月6日	平成21年7月6日
処理結果	<p>申出人は、実施機関が鋸南町の国保料の水増しの事実のわかる行政文書を隠ぺいし、開示請求すると国保法の該当条文が理解できない職員を担当者にし、補正要求をし却下しようとしていると主張する。 調査の結果、今回の補正の求めは、保険指導課において本件請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を求めたものであり、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。 また、申出人が主張する「行政文書の隠ぺい」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>	<p>申出人は、実施機関が過去の不適切、不適正及び違法なことがあったことを隠ぺいするため、きちんと対応せず、担当課(所)を特定せず、政策法務課で不開示決定をした。何回も請求をさせられていると主張する。 実施機関は、開示請求に係る行政文書を保有する担当課(所)を調査したが、当該行政文書を保有している担当課(所)がなかったため、情報公開に係る事務の総合調整に関することを分掌事務とする政策法務課を担当課(所)として不開示決定等に係る事務を処理した。 開示請求に係る行政文書を作成し得る、又は当該行政文書に係る事務又は事業の主体となっている本庁の課・局・室等及び出先機関は複数であり、そのいずれかを担当課(所)とすることはできないと認められ、政策法務課を担当課(所)として不開示決定等に係る事務を処理したことは適正な事務の処理である。 また、実施機関が類似の請求に対して同様な事務の処理をしたことは適正である。</p>	<p>申出人は、実施機関が補助金適法化法違反が明らかとなった事実を隠すため補正要求権の濫用をして、却下したと主張する。 調査の結果、今回の補正の求めは、保険指導課において本件請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を求めたものであり、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。 開示請求書の記載内容から開示請求する行政文書の件名又は内容が明確でない場合には、県民の行政文書を開示する権利を確保する等のため、実施機関は補正を求めるものである。開示請求者においても、開示請求書に記載する文言の趣旨を明らかにして開示請求を行うとともに、実施機関が行政文書を特定できないため、補正を求めた場合には、行政文書の特定に協力を願うものである。</p>

平成20年度苦情申出一覧表(2/6)

	(H20)苦情14	(H20)苦情15	(H20)苦情16
申出人	B	B	B
申出日	平成21年1月16日	平成21年1月21日	平成21年1月21日
実施機関	知事(保険指導課)	知事(知事室)	知事(知事室)
苦情の内容	<p>行政文書不開示決定通知書(案)を発行。 イヤガラセ。 故意に「(案)」を付け、千葉県知事印まで押印し、異議申立ての理由にならないからとイヤガラセを公然とした。</p>	<p>開示請求する内容について、補正要求がないよう事前に表現方法の相談の電話をしても、同室調整班の〇〇主査が他の室員に対応させず相談させようとしないう。 事前相談に応じない。(助言しようとしないう) 〇〇主査の話では、同室に補助金適化法のわかる職員はいないとウソを言ったため、開示担当者に事前相談に応じさせようとしないう。 情報公開センター〇〇さんに〇〇主査以外の室員が対応するよう依頼し、〇〇さんが伝えても〇〇主査以外の室員が対応としないう。</p>	<p>〇〇主査への苦情申出の件で、知事室長に電話したら、〇〇さんが対応して室長に取次がない。 〇〇主査が、自分の事のためモミ消シをしている。 組織として、モミ消シをするため〇〇主査が話しを聞くとして、モミ消そうとしている。何度も室長に電話をしても(他の職員が対応しても、)〇〇主査が電話に出て「私が話を聞く」とし対応しようとしないう。</p>
調査委員	伊藤委員	井上委員	井上委員
調査の状況	平成21年5月27日、6月4日(実施機関書面受付)	平成21年5月13日(申出人書面調査回答なし) 平成21年6月1日、6月2日(実施機関書面受付)	平成21年5月13日(申出人書面調査回答なし) 平成21年6月2日(実施機関書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成21年2月13日(処理方針の検討) 平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年2月13日(処理方針の検討) 平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年2月13日(処理方針の検討) 平成21年6月25日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年7月6日	平成21年7月3日	平成21年7月3日
処理結果	<p>申出人は、実施機関が行政文書不開示決定通知書に故意に「(案)」を付け、イヤガラセをしたと主張する。 調査の結果、実施機関は本件記載の訂正を行っていること及び再発防止に努めていることが認められ、申出人が主張する実施機関が本件記載を故意に行ったという事実までは確認できず、実施機関が本件記載を誤って行ったと認められる。 しかしながら、実施機関が行政文書開示請求管理システムを使用して本件通知書を作成したならば、本件記載のような誤った記載をすることはなかったと認められる。 また、本件通知書を施行するまでに、文書規程に基づく2度の確認をしても、本件記載に気付かなかった実施機関の事務の処理は、慎重さを欠くものであった。 したがって、実施機関に対し、是正等に関する意見を通知した。</p>	<p>申出人は、開示請求する内容について、補正要求がないよう事前に表現方法の相談の電話をしても、知事室の担当職員が他の室員に対応させず、事前相談に応じないと主張する。 通常、実施機関の担当課(所)に開示請求しようとするものから相談があった場合、相談内容に応じて担当課(所)で保有する行政文書の件名を例示するなどの案内は必要である。 しかしながら、本事案の場合、開示請求に係る相談内容から、知事室が実施機関の担当課(所)として、即座に保有する行政文書の件名を例示するなどの案内をすることは非常に困難であり、申出人が開示請求したい内容を開示請求書に記入するように案内するほかなかったと考えられる。 したがって、対応職員の本事案に係る電話での開示請求に係る手続等の案内は適切なものであったと認められる。</p>	<p>申出人は、苦情申出の件で知事室長に電話したら、室長に取次がず、対応した職員が自分の事のためにモミ消シをしていると主張する。 調査の結果、対応職員は、申出人との電話でのやりとりについて、逐次、速やかに班内に口頭で伝達しているとのことであり、申出人が主張する「モミ消シ」の事実は認められなかった。また、知事室長に電話を代わらなければならない特段の事情も認められない。 したがって、実施機関の事務が不適正であったとは認められない。</p>

平成20年度苦情申出一覧表(3/6)

	(H20)苦情17	(H20)苦情18①	(H20)苦情18②
申出人	B	B	B
申出日	平成21年1月28日	平成21年2月17日	平成21年2月17日
実施機関	知事(知事室)	知事(保険指導課)	知事(安房地域整備センター)
苦情の内容	知事室職員が県情報公開条例を理解していない。 開示文書が決裁供覧の用になっていないものまで件名として特定。 職員が条例を理解していないため、不要なトラブルを発生し続けている。	H21.2.16付保指2817,2818号による補正要求権の濫用 H21.2.12付保指2779～2781号で期間延長していることから対象文書を特定できるのに故意に補正要求 補正要求権の濫用が続いている。 都合の悪いことは何とか却下しようとしている。	H21.2.12付安整1621号による補正要求権の濫用 出先で担当課〇〇〇課長が特定できる記載内容として収受しておきながら故意に補正要求 補正要求権の濫用が続いている。 都合の悪いことは何とか却下しようとしている。
調査委員	井上委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況	平成21年5月13日(申出人書面調査回答なし) 平成21年6月2日(実施機関書面受付)	平成21年4月30日(実施機関書面受付)	平成21年4月13日(申出人書面調査回答なし) 平成21年4月28日(実施機関書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成21年2月13日(処理方針の検討) 平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年7月3日	平成21年7月6日	平成21年7月6日
処理結果	申出人は、知事室職員が情報公開条例を理解しておらず、決裁供覧の用になっていないものまで開示請求に係る対象文書として情報提供されたと主張する。 実施機関が取得した文書については、担当課(所)が組織として収受した時点で、条例第2条第2項で規定する「行政文書」に該当すると解するのが相当であり、申出人からの開示請求に係る相談に対して、回議中の文書も含めて情報提供した実施機関の対応は適切な事務処理であったと認められる。	申出人は、実施機関が補正を求めたことについて、同一内容の開示請求に対して期間延長していることから対象文書を特定できるのに故意に補正要求をしていると主張する。 調査の結果、本件補正の求めは、実施機関において、開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書を特定することができなかったため、条例第7条第2項の規定により行ったものであると認められる。 また、たとえ「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載が同じであったとしても、別の開示請求に係る補正の求めに対する回答によって、本件に係る開示請求書が補正されることはない。 したがって、実施機関の行った本件補正の求めは、適切な事務処理であったと認められる。	申出人は、実施機関の担当課長が特定できる記載内容として開示請求書を収受しておきながら故意に補正要求をしたと主張する。 調査の結果、申出人が主張する「特定できる記載内容として収受」した事実は確認できず、また、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため補正を求めたものであると認められる。 したがって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。

平成20年度苦情申出一覧表(4/6)

	(H20)苦情19	(H20)苦情20	(H20)苦情21
申出人	B	B	B
申出日	平成21年2月19日	平成21年2月23日	平成21年3月18日
実施機関	知事(安房地域整備センター)	知事(建築指導課)	知事(政策法務課)
苦情の内容	<p>開示請求する行政文書の内容を記載するのに〇〇〇課長が言ったことが不明確であるのでそれを記載するのに同課長が言っていないとし、関係ない文書を対象にしようとしている。</p> <p>申請時、同課長が1人で対応し、請求後部下を担当にして何のことかわからないと言って関係ない行政文書を開示しようとしている。</p> <p>「1人で対応しているから、言ったことも言っていない」と言い張り安整に出向いて、行政文書の内容の記載をどうすれば補正されず特定がスムーズにできるかを確認して記載しても、否定された。</p>	<p>イヤガラセの補正要求をする補正要求権の職権濫用(H21.2.19付建2193号)</p> <p>安房地域整備センター窓口で提出した内容を改ざんし同センターで特定できるとして収受したものを却下するため補正要求(添付書類含まず)を(添付書類含)に改ざん</p> <p>同センターの台帳等にH19-142等記入していることから通用するのに明確に回答を求めると職権濫用</p> <p>都合の悪いことは却下するため補正要求をし、何を答えても却下しようとしている。</p>	<p>建築指導課からの補正要求に対する回答書を情報公開・個人情報センター〇〇さんが隠ぺい</p> <p>09'2.23FAX送付し担当者に確認したのに控を交付しないから確認したら「忘れていた」とぼけた。</p> <p>県職員に都合の悪いことは隠すのをやめてほしい。</p>
調査委員	菅野委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況	平成21年4月13日(申出人書面調査回答なし)		平成21年5月18日(申出人書面調査回答なし)
	平成21年4月28日(実施機関書面受付)	平成21年4月17日(実施機関書面受付)	平成21年6月9日(実施機関書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年7月6日	平成21年7月6日	平成21年7月6日
処理結果	<p>申出人は、開示請求する行政文書の内容を記載するのに担当課長が言ったことが不明確であるので、それを記載したのに同課長が言っていないとし、関係ない文書を対象にしようとしていると主張する。</p> <p>調査の結果、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため補正を求めたこと、また、平成21年2月18日に申出人が安房地域整備センターに来所した際、聴き取りにより開示請求書が補正され、同年3月9日付けで行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定を行っていることが認められたが、申出人が主張するような事実は確認できなかった。</p> <p>したがって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>	<p>申出人は、実施機関が安房地域整備センターの窓口で提出した開示請求書の内容を改ざんし、同センターで特定できるとして収受したものを却下するため、建築指導課から補正要求したと主張する。</p> <p>調査の結果、本件請求書について、安房地域整備センターで請求の対象となる文書を特定できるものとして収受した事実は確認できず、また、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため行ったものであると認められる。</p> <p>なお、補正の求めの通知において、脱字による誤記という事実はあったが、申出人が主張する「改ざん」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>	<p>申出人は、建築指導課からの補正要求に対する回答書を情報公開・個人情報センター担当者が隠ぺいしたと主張する。</p> <p>調査の結果、情報公開・個人情報センター担当者は、FAXで送付のあった申出人からの回答書を同日に建築指導課へ送付していることが認められ、申出人が主張するような「隠ぺい」といった事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>

平成20年度苦情申出一覧表(5/6)

	(H20)苦情22	(H20)苦情23	(H20)苦情24
申出人	B	B	B
申出日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月29日
実施機関	知事(政策法務課、建築指導課、安房地域整備センター)	知事(政策法務課)	知事(建築指導課)
苦情の内容	H21. 2. 3付行政文書開示請求書の回答がない。 同センターに確認しても答がない。 県職員に都合の悪いことは隠すのが続いている。	H21. 1. 7受理の安整からの理由書を隠した。 情報公開・個人情報センターで理由書の提出について、情報提供を同センター担当者にお問い合わせでも答えなかった。 県職員に都合の悪いことは隠すのが続いている。	同一内容の請求に対して対応が違う。(H21. 3. 27付建2507号) 補正要求権の濫用 県職員に不都合な情報隠し H19. 4月に建築確認済証を142件発行したのに、140件しか発行していないことがバレて、きちんと開示請求に対応しないで情報隠しを出先と共謀してやり続けている。
調査委員	菅野委員	菅野委員	菅野委員
調査の状況	5月27日、6月2日、6月9日(実施機関書面受付)	平成21年5月18日(申出人書面調査回答なし) 平成21年6月2日(実施機関書面受付)	平成21年5月18日(申出人書面調査回答なし) 平成21年5月27日(実施機関書面受付)
苦情処理部会 審議状況	平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)	平成21年6月25日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年7月6日	平成21年7月6日	平成21年7月6日
処理結果	申出人は、平成21年2月3日付け行政文書開示請求書の回答がないと主張する。 調査の結果、本件請求については、開示請求書の内容では開示請求に係る行政文書を特定することが困難であったため、実施機関は申出人に対し2度の補正を求めた上で、同年3月17日付けで却下決定を行っていることが認められた。 したがって、申出人が主張するような事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。	申出人は、平成21年1月7日受理の安房地域整備センターからの理由説明書を政策法務課が隠したと主張する。 調査の結果、政策法務課職員は、本件理由説明書が安房地域整備センターから政策法務課に届いていることを確認した後に、何回か電話で申出人に連絡を行ったこと、また、本件理由説明書は平成21年2月3日付けで申出人に送付されていることが認められた。 したがって、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。	申出人は、同一内容の請求に対して対応が違うのは補正要求権の濫用であり、実施機関がきちんと開示請求に対応しないで情報隠しをやり続けていると主張する。 調査の結果、申出人が言う同一内容の請求と史料される開示請求は、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容が異なっており、また、実施機関からの補正の求めに対する申出人の対応も異なるため、同一内容の請求とは認めがたく、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。 また、申出人からの開示請求については適正に対応しているという実施機関の説明を覆す特段の事情もなく、申出人が主張する「情報隠し」といった事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。

平成20年度苦情申出一覧表(6/6)

	(H20)苦情25
申出人	B
申出日	平成21年3月29日
実施機関	知事(政策法務課)
苦情の内容	<p>担当課を違う課にした。(受付番号775番)</p> <p>〇〇さんが打合せ、決めたと言っていたが、打合せ相手の名前を言わない。</p> <p>安整(出先)が担当課でも建(主務課)が担当課とし却下させた。</p> <p>県職員に都合の悪い開示請求は、主務課と相談して、担当課を主務課にして却下</p> <p>打合せした記録を開示しようとしな</p> <p>い。</p>
調査委員	菅野委員
調査の状況	<p>平成21年5月18日(申出人書面調査回答なし)</p> <p>平成21年6月9日(実施機関書面受付)</p>
苦情処理部会 審議状況	平成21年6月25日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成21年7月6日
処理結果	<p>申出人は、政策法務課が担当課を違う課にして開示請求を却下させた等の主張をしている。</p> <p>調査の結果、本件請求については、担当課が違う場合は担当課に送付するようことの申出人からの申出を受けて安房地域整備センターで収受されたものであること、また、過去に建築指導課が対応した開示請求に関するものであったため建築指導課が担当課となったことが認められた。</p> <p>また、開示請求書の内容では開示請求に係る行政文書を特定することが困難であったため、実施機関は申出人に対し2度の補正を求めたが、補正されなかったため同年3月17日付けで却下決定を行っていることが認められた。</p> <p>したがって、申出人が主張するような事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>

平成21年度苦情申出一覧表

	(H21) 苦情1	(H21) 苦情2
申出人	A	A
申出日	平成21年5月9日	平成21年5月9日
実施機関	教育委員会(指導課)	教育委員会(指導課)
苦情の内容	<p>千葉県教育委員会委員長が行った開示決定(教指第2161号、平成21年4月8日)</p> <p>主権者県民が決裁済みの情報を開示請求したところ、教育委員会委員長は決裁のために作成した起案文書の開示を行った。このような行為は他(者)の請求にも見られることであり、主権者県民の請求行為を愚弄するものである。</p>	<p>千葉県教育委員会委員長が行った開示決定(教指第2161号、平成21年4月8日)</p> <p>開示と称し個人情報 leaked した事実</p> <p>教育委員会委員長は、千葉県情報公開推進会議より、その不当な開示事務に対し指摘(意見)をされたにもかかわらず、これをあざ笑うかのように相変わらず不当な開示事務を行っている。</p> <p>教育庁指導課〇〇〇〇は個人情報が記録された情報を平然と公にした。かかる行為は厳正に処断しなければ多くの主権者県民の権利を侵害することとなる。</p>
調査委員		
調査の状況		
苦情処理部会 審議状況	平成21年6月25日(処理方針の検討)	平成21年6月25日(処理方針の検討)
処理結果通知		
処理結果		

(H20)苦情11

第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 0 号

平成 2 1 年 7 月 6 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成20年12月26日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20) 苦情事案11：平成20年12月26日付け 鋸南町の国保料の水増しの事実がわかる行政文書の隠ぺい。 開示請求すると国保法の該当条文が理解できない職員を担当者に し、補正要求をし、却下しようとしている。</p> <p>2 調査の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>平成20年12月26日</td> <td>苦情の申出書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成21年1月13日</td> <td>処理方針の検討</td> </tr> <tr> <td>平成21年5月8日</td> <td>実施機関（保険指導課及び政策法務課）への書面による調査</td> </tr> <tr> <td>平成21年5月27日</td> <td>実施機関（保険指導課）から調査回答書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月4日</td> <td>実施機関（政策法務課）から調査回答書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月25日</td> <td>苦情処理調査部会で審議</td> </tr> </table> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 補正を求めたことについて</p> <p>ア 実施機関に調査したところ、保険指導課からは、次のとおり説明があった。</p> <p>(イ) 平成20年11月27日付け行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）による行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を受けているが、本件請求書に記載されている「国保料の水増し」や「不正請求を隠ぺい」という事実を実施機関では確認していない。また、本件請求書の内容では、本件請求に係る行政文書の特定が困難であることから、本件請求に係る行政文書を特定するため、補正を求めたものである。</p> <p>(イ) 申出人が求めている行政文書を特定するため、相当の期間を定め補正を求めたが、申出人から提出された回答書からは、本件請求に係る行政文書を特定することができなかった</p>	平成20年12月26日	苦情の申出書の受付	平成21年1月13日	処理方針の検討	平成21年5月8日	実施機関（保険指導課及び政策法務課）への書面による調査	平成21年5月27日	実施機関（保険指導課）から調査回答書の受付	平成21年6月4日	実施機関（政策法務課）から調査回答書の受付	平成21年6月25日	苦情処理調査部会で審議
平成20年12月26日	苦情の申出書の受付												
平成21年1月13日	処理方針の検討												
平成21年5月8日	実施機関（保険指導課及び政策法務課）への書面による調査												
平成21年5月27日	実施機関（保険指導課）から調査回答書の受付												
平成21年6月4日	実施機関（政策法務課）から調査回答書の受付												
平成21年6月25日	苦情処理調査部会で審議												

(H20)苦情11

	<p>ため、平成21年1月6日付け保指第2424号で開示請求却下通知書を送付したものである。</p> <p>(ウ) 実施機関の説明及び本件請求書等を確認したところ、今回の補正の求めは、保険指導課において本件請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を求めたものであり、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>イ 実施機関に調査したところ、政策法務課からは、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 行政文書開示請求書に記載誤りと思われる部分、不鮮明で読み取れない部分などがある場合は、請求者に確認の上、担当課(所)に記載し、公開主管課を経由して速やかに担当課(所)へ送付している。</p> <p>(イ) 担当課(所)は、開示請求書の送付を受けた後、対象となる行政文書の特定を行う。本件請求書の送付を受けた保険指導課は、本件請求書に記載された内容及び政策法務課が申出人に確認した内容では本件請求に係る行政文書の特定が困難であることから、申出人に補正を求めることが適切であるか意見を聞くため、政策法務課に協議をしており、当該協議において、政策法務課は開示請求者の主観に基づく内容が記載されており、行政文書の特定が困難であるならば、補正を求めることは適切であると回答している。</p> <p>(ウ) 保険指導課は、平成20年12月24日付け保指第2334号にて申出人に補正を求めており、補正の求めに対する回答書は、平成20年12月25日付けで政策法務課に送付されている。当該回答書には読み取れない部分があったことから、申出人に確認をした後、同日付け政法第2093号にて保険指導課に送付している。</p> <p>(エ) 保険指導課において、当該回答書をもってしてもなお、本件請求に係る行政文書の特定が困難であり、形式上の不備は解消されていないとして却下処分を行っているが、その際に、却下処分を行うことについて、政策法務課と協議が行われている。当該協議において、政策法務課は補正の求めに対する回答の内容をもってしても、当該開示請求に係る行政文書が特定できない以上、却下処分もやむを得ないと回答している。</p> <p>(オ) 本件苦情に係る開示請求について、対象となる行政文書を特定するため上記のとおり適切に事務を遂行しており、申出人が主張する「行政文書の隠ぺい」という事実はない。</p> <p>(2) 結論 実施機関の説明及び本件請求書を確認したところ、申出人が主張する「行政文書の隠ぺい」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	伊藤 さやか

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 8 号

平成21年7月6日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一 照

平成21年1月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20) 苦情事案12：平成21年1月9日付け 過去の不適切、不適正及び違法なことがあったことを隠ぺいするため、きちんと対応せず、担当課（所）を特定せず、情報公開・個人情報センターで不開示決定をした。何回も請求をさせられている。</p> <p>2 調査の概要 平成21年 1月 9日 苦情の申出書の受付 平成21年 1月13日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成21年 4月13日 実施機関（政策法務課）への書面による調査 平成21年 6月24日 実施機関（政策法務課）からの調査回答書の受付 平成21年 6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理の結果 (1) 本事案は、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア 過去の不適切、不適正及び違法なことがあったことを隠ぺいするため、本事案に係る開示の請求である行政文書開示請求書（平成20年12月3日付け）のあて名の下に記載された、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第2項に規定する補助事業等に係る額を確定した旨の通知書を保有する課（所）ではなく、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第2-1(1)の総合窓口である総務部政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「総合窓口」という。）が担当課（所）として開示決定等に係る事務を処理したこと。 イ 実施機関に当該請求書と類似の開示の請求をさせられていること。 (2) 実施機関の説明は次のとおりである。 ア 上記(1)アについて (ア) 当該請求書を受け付けた総合窓口は、公開主任と協議の上、当該請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄に記載されている行政文書を保有する担当課（所）を確認するため、公開主任に調査を依頼した。 (イ) 総合窓口は公開主任から当該行政文書を保有していないとの報告を受け、情報公開に係る事務の総合調整に関することを分掌事務とする総合窓口を担当課（所）として開示決定等に係る事務を処理し</p>
------	--

	<p>た。</p> <p>イ 上記(1)イについて 当該請求書と類似の開示の請求があったが、上記アのとおり開示決定等に係る事務を処理した。</p> <p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 上記(1)アについて ア 上記(2)ア(ア)について 千葉県情報公開・個人情報保護運営委員会設置要綱（平成5年3月29日制定）第7条第2項の規定により、公開主任とは、知事部局にあっては各部主管課の指定された職員とされており、公開主任会議事務取扱要領（平成16年6月1日制定）第3-2(2)及び(3)により、公開主任の事務の一部は、担当課（所）が行う開示決定等（開示請求を却下する場合を含む。）に係る指導に関すること及び担当課（所）が行う開示決定等に係る関係課（室）局等と調整し、行政文書開示等事務の整合を図ることであり、総合窓口が公開主任に調査を依頼したことは実施機関の定めに基づいた事務の処理である。また、担当課（所）を特定するのが困難な場合は、公開主任を通じて総合窓口で課（所）に確認を求めて特定することは適正な事務の処理である。</p> <p>イ 上記(2)ア(イ)について 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定）第3-2(7)イ(ア)により、同一内容の行政文書が複数の本庁の課・局・室等及び出先機関に存在する場合には、当該行政文書を作成し、若しくは当該行政文書に係る事務又は事業の主体となっている本庁の課・局・室等及び出先機関を担当課（所）とするとされている。当該請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄に記載されている行政文書を作成し得る、又は当該行政文書に係る事務又は事業の主体となっている本庁の課・局・室等及び出先機関は複数であり、そのいずれかを担当課（所）とすることはできないと認められる。また、千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則68号）第11条の2政策法務課の部第12号の規定により、政策法務課の分掌事務は情報公開に係る事務の総合調整に関することとされており、総合窓口を担当課（所）として開示決定等に係る事務を処理したことは適正な事務の処理である。</p> <p>イ 上記(1)イについて 実施機関からの調査回答書を検分したところ、当該請求書と類似の請求があり、上記(2)アのとおり開示決定等に係る事務を処理したと認められる。類似の請求に対して同様な事務の処理をしたことは適正である。</p>
調査委員	菅野 泰

第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 1 号

平 成 2 1 年 7 月 6 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成21年1月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20)苦情事案13：平成21年1月9日付け 補助金適化法違反が明らかとなった事実を隠すため、補正要求権の濫用をし、却下通知(H21. 1. 6付保指2424号)。 同一内容を監査委員に請求しても、補正要求はないし、不開示決定の回答であるのに、違う対応をしている。</p> <p>2 調査の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>平成21年1月9日</td> <td>苦情の申出書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成21年1月13日</td> <td>処理方針の検討</td> </tr> <tr> <td>平成21年5月8日</td> <td>実施機関（保険指導課）への書面による調査</td> </tr> <tr> <td>平成21年5月27日</td> <td>実施機関（保険指導課）から調査回答書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月4日</td> <td>実施機関（監査委員）への書面による調査</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月23日</td> <td>実施機関（監査委員）から調査回答書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成21年6月25日</td> <td>苦情処理調査部会で審議</td> </tr> </table> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 補正を求めたことについて</p> <p>ア 実施機関に調査したところ、保険指導課からは、平成20年11月27日付け行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）による行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を受けており、本件請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容では本件請求に係る行政文書の特定が困難であり、本件請求に係る行政文書を特定するため、相当の期間を定め補正を求めたが、申出人から提出された回答書からは、本件請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、開示請求却下通知に至ったとの説明があった。</p> <p>イ 実施機関の説明及び本件請求書を確認したところ、今回の補</p>	平成21年1月9日	苦情の申出書の受付	平成21年1月13日	処理方針の検討	平成21年5月8日	実施機関（保険指導課）への書面による調査	平成21年5月27日	実施機関（保険指導課）から調査回答書の受付	平成21年6月4日	実施機関（監査委員）への書面による調査	平成21年6月23日	実施機関（監査委員）から調査回答書の受付	平成21年6月25日	苦情処理調査部会で審議
平成21年1月9日	苦情の申出書の受付														
平成21年1月13日	処理方針の検討														
平成21年5月8日	実施機関（保険指導課）への書面による調査														
平成21年5月27日	実施機関（保険指導課）から調査回答書の受付														
平成21年6月4日	実施機関（監査委員）への書面による調査														
平成21年6月23日	実施機関（監査委員）から調査回答書の受付														
平成21年6月25日	苦情処理調査部会で審議														

(H20)苦情13

	<p>正の求めは、保険指導課において本件請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を求めたものであり、保険指導課の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>ウ これらの調査結果から、申出人が主張する「補正要求権の濫用」という事実を確認することはできなかった。また、実施機関の事務処理に不適正な点を確認することはできなかった。</p> <p>エ なお、監査委員からは、監査委員が所掌する事務から、監査委員が開示請求に係る行政文書を保有していないことが明らかであり、補正を求めなかったものであるとの説明があった。</p> <p>(2) 結論 実施機関の説明及び本件請求書を確認したところ、申出人が主張する「補正要求権の濫用」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(3) その他 開示請求書の記載内容から開示請求する行政文書の件名又は内容が明確ではない場合には、県民の行政文書を開示する権利を確保するため、また、行政文書の開示に応じなければならない義務を誠実に履行するため、実施機関は補正を求めるものである。 開示請求者においても、開示請求書に記載する文言の趣旨を明らかにして開示請求を行うとともに、実施機関が行政文書を特定できないため、補正を求めた場合には、行政文書の特定に協力を願うものである。</p>
調査委員	伊藤 さやか

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 3 号

平 成 2 1 年 7 月 6 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成21年 1 月 16日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20) 苦情事案14：平成21年1月16日付け 行政文書不開示決定通知書(案)を発行(H21.1.13付保指2494号)。 故意に「(案)」を付け、イヤガラセをした。</p> <p>2 調査の概要 平成21年 1 月 16日 苦情の申出書の受付 平成21年 2 月 13日 処理方針の検討 平成21年 5 月 8日 実施機関(保険指導課及び政策法務課)への書面による調査 平成21年 5 月 27日 実施機関(保険指導課)から調査回答書の受付 平成21年 6 月 4日 実施機関(政策法務課)から調査回答書の受付 平成21年 6 月 25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 苦情の趣旨について 本事案は、実施機関が、平成21年1月13日付け保指第2494号にて行政文書不開示決定通知書(以下「本件通知書」という。)を申出人に送付したが、本件通知書の表題の右側に「(案)」と記載があること(以下「本件記載」という。)から、申出人は、実施機関から嫌がらせを受けたと主張しており、本件記載に対する苦情であると認められる。 (2) 本件通知書の作成に係る事務処理について ア 実施機関に調査したところ、保険指導課からは、次のとおり説明があった。 (ア) 本件通知書を申出人に送付しているが、申出人から平成21年1月15日に本件記載について指摘を受け、本件記載の事実を確認したため、平成21年1月21日付け保指第2559号(以下「訂正通知書」という。)にて本件記載の訂正を通知している。 (イ) 本件記載は、職員に配布されているパソコンを使用して本件通知書の処分案文を作成し、決裁を得た後、本件通知書を作成する際に誤って「(案)」を削除しなかったことが原因である。 千葉県行政文書規程(昭和61年千葉県訓令第13号。以下「文書</p>
------	---

	<p>規程」という。)第39条第2項の規定により、浄書した文書と決裁を終わった起案文書(以下「決裁文書」という。)を照合することとなり、この照合が適正に行われていなかった。</p> <p>(ウ) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成13年3月7日制定。以下「取扱要綱」という。)第2-2において、「千葉県行政情報通信ネットワークに接続されている共用パソコンが設置されている、本庁の課・局・室等」は、「開示請求に係る事務を行政文書開示請求管理システムを使用して行う。」とされていることから、開示請求に係る事務を当該システムを使用して行うことで、再発防止に努めている。</p> <p>また、文書規程に基づく浄書及び照合の徹底を図ることにより、一層慎重な事務処理に努めている。</p> <p>イ 実施機関に調査したところ、政策法務課からは、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 申出人は、本件記載を、申出人に対する嫌がらせのため意図的に行ったと主張しているものと思われる。</p> <p>しかしながら、以下のとおり、意図的に申出人に対し嫌がらせを行ったものではない。</p> <p>(イ) 保険指導課に、本件記載の経緯を確認したところ、保険指導課職員は、行政文書開示請求管理システム(以下「システム」という。)を使用せず、職員に配布されているパソコンで本件通知書の処分案文を作成し決裁を得たものであり、決裁後、浄書した文書と決裁文書の照合を適正に実施せず、本件記載を見過ごし、また、知事印を使用するための確認においても気付くことなく、申出人あてに送付してしまったとのことであった。</p> <p>(ウ) 開示請求に係る事務において、システムを使用することとされている所属に対しては、情報公開・個人情報保護事務等説明会のほか、システムを使用しなかった事案が判明する都度、システムを使用するよう繰り返し指導している。</p> <p>本件においても、保険指導課に対し、今後このような事態を招くことのないよう、システム使用の徹底について指導した。</p> <p>また、文書規程第40条の規定により行う知事印の使用確認については、より一層慎重に行うよう職員を指導したところである。</p> <p>(3) 結論</p> <p>実施機関の説明、本件通知書、訂正通知書等を確認したところ、実施機関は本件記載の訂正を行っていること及び再発防止に努めていることが認められ、申出人が主張する実施機関が本件記載を故意に行ったという事実までは確認できず、実施機関が本件記載を誤って行ったと認められる。</p> <p>しかしながら、実施機関が、システムを使用して本件通知書を作成したならば、本件記載のような誤った記載をすることはなかったと認められる。</p> <p>また、本件通知書を施行するまでに、文書規程に基づく2度の確認をしても、本件記載に気付かなかった実施機関の事務の処理は、慎重さを欠くものであった。</p> <p>したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。</p>
調査委員	伊藤 さやか

(H20)苦情14

情 公 推 第 2 2 号
平成 2 1 年 7 月 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成 2 1 年 5 月 8 日付け情公推第 7 号の 1 で通知し、同日付けで実施した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第 2 7 条の 2 第 4 項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第 8 条第 3 項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

別紙

苦情調査結果

1 苦情の内容

(H20) 苦情事案14：平成21年1月16日付け
行政文書不開示決定通知書(案)を発行(H21. 1. 13付保指2494号)。
故意に「(案)」を付け、イヤガラセをした。

2 調査結果の概要

(1) 苦情の趣旨について

本事案は、実施機関が、平成21年1月13日付け保指第2494号にて行政文書不開示決定通知書(以下「本件通知書」という。)を申出人に送付したが、本件通知書の表題の右側に「(案)」と記載があること(以下「本件記載」という。)から、申出人は、実施機関から嫌がらせを受けたと主張しており、本件記載に対する苦情であると認められる。

(2) 本件通知書の作成に係る事務処理について

ア 実施機関に調査したところ、保険指導課からは、次のとおり説明があった。

(ア) 本件通知書を申出人に送付しているが、申出人から平成21年1月15日に本件記載について指摘を受け、本件記載の事実を確認したため、平成21年1月21日付け保指第2559号(以下「訂正通知書」という。)にて本件記載の訂正を通知している。

(イ) 本件記載は、職員に配布されているパソコンを使用して本件通知書の処分案文を作成し、決裁を得た後、本件通知書を作成する際に誤って「(案)」を削除しなかったことが原因である。

千葉県行政文書規程(昭和61年千葉県訓令第13号。以下「文書規程」という。)第39条第2項の規定により、浄書した文書と決裁を終わった起案文書(以下「決裁文書」という。)を照合することとなっており、この照合が適正に行われていなかった。

(ウ) 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(平成13年3月7日制定。以下「取扱要綱」という。)第2-2において、「千葉県行政情報通信ネットワークに接続されている共用パソコンが設置されている、本庁の課・局・室等」は、「開示請求に係る事務を行政文書開示請求管理システムを使用して行う。」とされていることから、開示請求に係る事務を当該システムを使用して行うことで、再発防止に努めている。

また、文書規程に基づく浄書及び照合の徹底を図ることにより、一層慎重な事務処理に努めている。

イ 実施機関に調査したところ、政策法務課からは、次のとおり説明があった。

(ア) 申出人は、本件記載を、申出人に対する嫌がらせのため意図的に行ったと主張しているものと思われる。

(H20)苦情14

しかしながら、以下のとおり、意図的に申出人に対し嫌がらせを行ったものではない。

(イ) 保険指導課に、本件記載の経緯を確認したところ、保険指導課職員は、行政文書開示請求管理システム（以下「システム」という。）を使用せず、職員に配布されているパソコンで本件通知書の処分案文を作成し決裁を得たものであり、決裁後、浄書した文書と決裁文書の照合を適正に実施せず、「(案)」の記載が残っていることを見過ごし、また、知事印を使用するための確認においても気付くことなく、申出人あてに送付してしまったとのことであった。

(ウ) 開示請求に係る事務において、システムを使用することとされている所属に対しては、情報公開・個人情報保護事務等説明会のほか、システムを使用しなかった事案が判明する都度、システムを使用するよう繰り返し指導している。

本件においても、保険指導課に対し、今後このような事態を招くことのないよう、システム使用の徹底について指導した。

また、文書規程第40条の規定により行う知事印の使用確認については、より一層慎重に行うよう職員を指導したところである。

(3) 結論

実施機関の説明、本件通知書、訂正通知書等を確認したところ、実施機関は本件記載の訂正を行っていること及び再発防止に努めていることが認められ、申出人が主張する実施機関が本件記載を故意に行ったという事実までは確認できず、実施機関が本件記載を誤って行ったと認められる。

しかしながら、実施機関が、システムを使用して本件通知書を作成したならば、本件記載のような誤った記載をすることはなかったと認められる。

また、本件通知書を施行するまでに、文書規程に基づく2度の確認をしても、本件記載に気付かなかった実施機関の事務の処理は、慎重さを欠くものであった。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

実施機関が、システムを使用して本件通知書を作成したならば、本件記載のような誤った記載をすることはなかったと認められる。

また、本件通知書を施行するまでに、文書規程に基づく2度の確認をしても、本件記載に気付かなかった実施機関の事務の処理は、慎重さを欠くものであった。

実施機関においては、既に再発防止に努めていると認められるが、より慎重な事務処理に努められたい。

(H20)苦情15・16

第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推第16号
平成21年7月3日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成21年1月21日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H20)苦情事案15：平成21年1月21日付け 開示請求する内容について、補正要求がないよう事前に表現方法の相談の電話をしても、知事室調整班の担当職員が他の室員に対応させず相談させようとしなない。</p> <p>(H20)苦情事案16：平成21年1月21日付け 苦情申出の件で知事室長に電話したら、室長に取次がない。 対応した職員が自分の事のためモミ消シをしている。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成21年1月21日 苦情の申出書の受付 平成21年2月13日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成21年5月13日 申出人及び実施機関（知事室及び政策法務課）への書面による調査 平成21年6月1日 実施機関（政策法務課）から調査回答書の受付 平成21年6月2日 実施機関（知事室）から調査回答書の受付 平成21年6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) (H20)苦情事案15について</p> <p>ア 本事案は、電話での開示請求に係る手続等の案内に対する苦情であると認められる。</p> <p>イ 申出人は、開示請求する内容について、補正要求がないよう事前に表現方法の相談の電話をしても、知事室の担当職員が他の室員に対応させず、事前相談に応じないと主張する。</p> <p>ウ 実施機関の説明によると、申出人が苦情の申出に至った経緯は次のとおりであるとのことであった。</p> <p>(ア) 平成21年1月20日（申出人からの開示請求に係る相談があった日の前日）の夕方、申出人から、「補助金適化法違反について」と電話があり、具体的な内容を聞いたところ、保険指導課が担当であるとの話だったので、保険指導課と話をしよう案内したが、納得せず、他の職員に代わるよう要求し、それを断っていると一方的に電話を切られた。なお、その後1時間ぐらいの間に申出人から6回以上の電話があり、最初の電話を受けた職員(以下「対応職員」という。)が対応したところ、他の</p>
------	--

	<p>職員を電話に出すよう繰り返し要求された。</p> <p>(イ) 平成21年1月21日の朝(午前8時30分過ぎ)、申出人から、「補助金適化法がわかる職員がいるのか室長に聴きたい」と電話があり、対応職員が応対し、具体的な内容を聴いたところ、不正経理問題で千葉県が自主的に調査する件との話だったので、総務課行政改革推進室と話をしよう案内したところ、「昨日はなぜそう言わないのか。嘘をつかれたので、これまで説明されたことが正しいか確認できる書類を開示請求したい」という話になった。</p> <p>(ウ) 申出人からの相談の内容は、「対応職員が、①知事室ではなく担当課で話を伺うと言ったこと、②室長を含めた知事室の他の職員に電話を取り次がないことについて、その対応が正しいと確認できる書類を開示請求したいので、どのように書けばいいか教えてほしい」というものであり、ごく通常の対応をしたことが正しいと確認できる書類と言われても、実施機関で保有する特定の行政文書が対象になるとは考えられなかったため、対応職員は、申出人が開示請求したい内容を開示請求書に記入しよう案内した。</p> <p>エ 当推進会議は、本事案に係る事実関係等の詳細について、申出人に対しても調査を実施したが、申出人から何ら回答がなく、実施機関の説明を覆す特段の事情は認められない。</p> <p>オ 知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱では、担当課(所)で行う事務として、「開示請求の参考となる情報の提供に関すること。」を定めていることから、通常、実施機関の担当課(所)に、開示請求しようとするものから相談があった場合、相談内容に応じて担当課(所)で保有する行政文書の件名を例示するなどの案内は必要である。</p> <p>しかしながら、本事案の場合、開示請求に係る相談内容から、知事室が実施機関の担当課(所)として、即座に保有する行政文書の件名を例示するなどの案内をすることは非常に困難であり、申出人が開示請求したい内容を開示請求書に記入するように案内するほかなかったと考えられる。</p> <p>したがって、対応職員の本事案に係る電話での開示請求に係る手続等の案内は適切なものであったと認められる。</p> <p>カ 実施機関のそのほかの事務処理についても、特段不適正な点は認められなかった。</p> <p>(2) (H20) 苦情事案16について</p> <p>ア 本事案は、対応職員が上記(1)の苦情の申出に係る申出人からの電話を知事室長に取り次がなかったことに対する苦情であると認められる。</p> <p>イ 当推進会議で調査したところ、対応職員は、申出人との電話でのやりとりについて、逐次、速やかに調整班内に口頭で伝達しているとのことであり、申出人が主張する「モミ消シ」の事実は認められなかった。また、知事室長に電話を代わらなければならない特段の事情も認められない。</p> <p>したがって、実施機関の事務が不適正であったとは認められない。</p>
調査委員	井上隆行

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

(H20)苦情17

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推第17号
平成21年7月3日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成21年1月28日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20) 苦情事案17：平成21年1月28日付け 知事室職員（調整班）が県情報公開条例を理解していない。 開示文書が決裁供覧の用になっていないものまで件名として特定</p> <p>2 調査の概要 平成21年1月28日 苦情の申出書の受付 平成21年2月13日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成21年5月13日 申出人及び実施機関（知事室）への書面による調査 平成21年6月2日 実施機関（知事室）から調査回答書の受付 平成21年6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、電話での開示請求に係る手続等の案内に対する苦情であると認められる。 (2) 申出人は、知事室職員が千葉県情報公開条例（以下「条例」という。）を理解しておらず、決裁供覧の用になっていないものまで開示請求に係る対象文書として情報提供された旨の主張をしている。 (3) 実施機関の説明によると、申出人が苦情の申出に至った経緯は次のとおりであるとのことであった。 ア 平成21年1月23日の夕方、申出人から電話で、「1月18日から今日までに届いたあき子ホットラインすべてを開示請求したい。」との相談があった。 イ 知事室職員は、上記アの相談に対して、「23日の深夜に届くものがあるかもしれないので、1月26日にわかっているものを伝える」と約束し、1月26日に該当する4件を申出人に伝えた。この4件のうち1件は、1月26日の時点で担当課（保険指導課）に送付する起案文書を回議中であった。 ウ 平成21年1月28日の午後3時ごろ、情報公開・個人情報センターに申出人が来所した際、申出人から「1月22日に施行されたと聞いたあき子ホットラインについて、27日に送付先（保険指導課）に確認したが、まだ届いていない」との問い合わせがあり、知事室職員が1月22日は起案日であったことを説明すると、「起案中の文書は公開の対象とならないことを職員が知らないなので、このことを苦情申出する」との話になった。</p>
------	---

(H20)苦情17

	<p>その際、「1月26日にわかっているものを伝える」としていたので、起案中のものも含めて答えたことを説明したが、理解を得られなかった。</p> <p>なお、申出人から平成21年1月28日付けで行政文書開示請求及び自己情報開示請求があり、1月26日時点で回議中だった「あき子ホットライン(FAX)について(送付)の決裁文書」について、平成21年2月9日付けで行政文書部分開示決定及び自己情報開示決定をそれぞれ行っている。</p> <p>(4) 当推進会議は、本事案に係る事実関係等の詳細について、申出人に対しても調査を実施したが、申出人から何ら回答がなく、実施機関の説明を覆す特段の事情は認められない。</p> <p>(5) 実施機関が取得した文書については、担当課(所)が組織として收受した時点で、条例第2条第2項で規定する「行政文書」に該当すると解するのが相当であり、申出人からの開示請求に係る相談に対して、回議中の文書も含めて情報提供した実施機関の対応は適切な事務処理であったと認められる。</p> <p>(6) 実施機関のそのほかの事務処理についても、特段不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	井上隆行

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

(H20)苦情18①

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 4 号
平成 2 1 年 7 月 6 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成21年2月17日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20)苦情事案18①:平成21年2月17日付け H21.2.16付保指2817、2818号による補正要求権の濫用 H21.2.12付保指2779~2781号で期間延長していることから対象文書を特定できるのに故意に補正要求</p> <p>2 調査の概要 平成21年2月17日 苦情申出書の受付 平成21年4月13日 実施機関(保険指導課)への書面による調査 平成21年4月30日 実施機関(保険指導課)から調査回答書受付 平成21年6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1)本事案は、実施機関が行った補正の求めについての苦情と認められる。 (2)実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。 ア 平成21年2月16日付け保指第2817号及び第2818号による補正の求め(以下「本件補正の求め」という。)は、開示請求書の記載内容からは、開示請求に係る行政文書を特定するのが困難であったため、千葉県情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1項第4号で規定する開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されていないと判断し、条例第7条第2項の規定により行ったものである。 イ 平成21年2月12日付け保指第2779号、第2780号及び第2781号により決定の期間を延長した開示請求については、平成21年1月13日付け保指第2491号、平成21年1月20日付け保指第2560号及び平成21年1月22日付け保指第2587号により開示請求書の補正を求めたところ補正され、行政文書の特定が可能となったため、平成21年3月2日付け保指第2952号、保指第2953号及び保指第2954号により行政文書開示決定と行政文書部分開示決定を行っている。 ウ 平成21年2月16日付け保指第2817号で補正を求めた開</p>
------	---

(H20)苦情18①

	<p>示請求書（平成21年1月20日付け受付752番）と平成21年2月12日付け保指第2780号により決定の期間を延長した開示請求書（平成20年12月24日付け受付665番）は、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄が全く同一の記載であったが、受付665番の開示請求書が補正されたからといって、受付752番の開示請求書まで補正されたとは判断することはできないため、受付752番の開示請求書については、前記アのとおり補正を求めたものである。</p> <p>(3) 実施機関からの調査回答書及び開示請求書等を確認したところ、本件補正の求めは、実施機関において、開示請求書の記載内容からは開示請求に係る行政文書を特定することができなかつたため、条例第7条第2項の規定により行ったものであると認められる。</p> <p>また、平成21年1月20日付け保指第2560号の補正の求めは、受付665番の開示請求書に係るものであり、受付752番の開示請求書の補正の求めではないのであるから、たとえ「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載が同じであったとしても、当該補正の求めに対する回答によって受付752番の開示請求書が補正されることはない。</p> <p>したがって、実施機関の行った本件補正の求めは、適切な事務処理であったと認められる。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

(H20)苦情18②・19

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 5 号

平成 2 1 年 7 月 6 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成21年2月17日付け及び平成21年2月19日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(H20) 苦情事案18②：平成21年2月17日付け H21.2.12付安整1621号による補正要求権の濫用 出先で担当課長が特定できる記載内容として収受しておきながら故意に補正要求</p> <p>(H20) 苦情事案19：平成21年2月19日付け 開示請求する行政文書の内容を記載するのに担当課長が言ったことが不明確であるのでそれを記載したのに同課長が言っていないとし、関係ない文書を対象にしようとしている。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成21年2月17日 苦情申出書の受付 (苦情18②) 平成21年2月19日 苦情申出書の受付 (苦情19) 平成21年4月13日 申出人への書面による調査 (苦情18②・19) 平成21年4月13日 実施機関 (安房地域整備センター) への書面による調査 (苦情18②・19) 平成21年4月28日 実施機関 (安房地域整備センター) から調査回答書受付 平成21年6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) (H20) 苦情18②</p> <p>ア 本事案は、開示請求書の収受の際の事務手続及び実施機関が行った補正の求めについての苦情であると認められる。</p> <p>イ 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 平成21年2月2日に申出人が行政文書開示請求書を安房地域整備センターへ持参した。提出時、担当課長が対応し当該開示請求書を収受したことは事実であるが、開示請求書の記載内容から開示請求する行政文書が特定できる記載であるとして収受した事実はない。</p> <p>(イ) 補正を求めたことについては、開示請求書の内容では、開示請求に係る行政文書を特定することが困難であったため、平成</p>
------	--

(H20)苦情18②・19

	<p>21年2月12日付け安整第1621号で補正を求める通知を申出人へ送付したものである。</p> <p>ウ 実施機関の説明及び開示請求書等を確認したところ、申出人が主張する「特定できる記載内容として収受」した事実は確認できず、また、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため補正を求めたものであり、故意に補正要求したものではないと認められる。</p> <p>エ 当推進会議では、本事案に係る事実確認等について申出人に対しても調査を実施したが、申出人からは何ら回答がなく、実施機関の説明を覆す特段の事情は認められない。</p> <p>したがって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(2) (H20) 苦情19</p> <p>ア 本事案は、上記(1)の苦情の原因となった開示請求の際の事務手続きについての苦情と認められる。</p> <p>イ 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(7) 平成21年2月2日に申出人が安房地域整備センターへ来所し、行政文書開示請求書を持参した。申請時、担当課長が対応し収受したが、申出人から開示請求する行政文書の内容の記載について確認を求められた事実はない。</p> <p>また、申出人は同年2月18日に自主的な補正書を提出するため来所したが、請求内容の「2、」について、「請求内容が判る文書はどのようなものがあるか」という質問があったため、同年2月12日付け安整第1621号の補正を求める通知で例示した文書と思われる旨を回答し、申出人に確認を行っている。</p> <p>同年2月2日には担当課長、2月18日には担当課長及び課員にて対応しているが、申出人から行政文書の特定について、「行政文書の内容の記載をどうすれば補正されず特定がスムーズにできるか」の確認を求められた事実はなく、よって申出人が主張する「スムーズにできるかを確認して記載しても、否定された」という事実もない。</p> <p>(イ) 行政文書の特定については、開示請求書の内容から特定することが困難であったため、前記(1)イ(イ)のとおり補正の求めを行った。申出人から提出された回答書からは文書を特定することはできなかったが、同年2月18日に申出人が来所した際、請求内容について確認ができ補正がされたため、行政文書を特定し、同年3月9日に行政文書部分開示決定及び不開示決定を行っている。</p> <p>ウ 実施機関の説明を確認したところ、申出人が主張する「行政文書の内容の記載をどうすれば補正されず特定がスムーズにできるかを確認して記載しても否定された」及び「関係ない文書を対象にしようとしている」という事実は確認できず、また、申出人に対しても、本事案に係る事実確認等について調査を実施したが、申出人からは何ら回答がなく、実施機関の説明を覆す特段の事情は認められない。</p> <p>したがって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

(H20)苦情20

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 6 号

平成 2 1 年 7 月 6 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成21年2月23日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20)苦情事案20：平成21年2月23日付け イヤガラセの補正要求をする補正要求権の職権濫用(H21.2.19付建2193号) 安房地域整備センター窓口で提出した内容を改ざんし同センターで特定できるとして収受したものを却下するため補正要求</p> <p>2 調査の概要 平成21年2月23日 苦情申出書の受付 平成21年4月13日 実施機関(建築指導課)への書面による調査 平成21年4月17日 実施機関(建築指導課)から調査回答書受付 平成21年6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1)本事案は、平成21年2月3日に安房地域整備センター(以下「安整」という。)へ提出された開示請求書(以下「本件請求書」という。)の収受及び実施機関が行った補正の求めについての苦情であると認められる。 (2)実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。 ア 本件請求については、担当課が違う場合は担当課に送付するようにとの申出人からの申出を受けて安整で受け取った経緯がある。 なお、この収受について安整に確認したところ、安整で請求の対象となる文書を特定できるものとして本件請求書を収受した事実はないとのことであった。 この申出について、安整、実施機関及び総合窓口である政策法務課情報公開・個人情報センター(以下「センター」という。)で協議した結果、請求の内容は過去に実施機関で対応した開示請求に関連したものであったため、安整からセンターへ開示請求書を送付し、建築指導課が本件請求の担当課となったものである。 イ 補正を求めたことについては、本件請求書の内容では、開示請求に係る行政文書を特定することが困難であったため、平成21年2月19日付け建第2193号で補正を求める通知を申出人へ送付した</p>
------	---

	<p>ものである。</p> <p>ウ 申出人が「(添付書類含まず)を(添付書類含)に改ざん」と述べていることについては、平成21年2月19日付け建第2193号で通知した補正の求めにおいて、同年2月18日に提出された申出人からの自主的な補正書の内容を記載する際、「(平成21年5月1日付H19-142号の建築確認申請書一式(添付書類含まず)も含む。)」を「(平成21年5月1日付H19-142号の建築確認申請書一式(添付書類含)も含む。)」と誤って記載してしまったことから「改ざん」との苦情があったものと思われるが、同年2月25日付け建第2249号で通知した再度の補正の求めにおいて「(添付書類を含まず)」と誤記を訂正している。</p> <p>(3) 実施機関の説明、本件請求書及び補正の求め等を確認したところ、本件請求書について、安整で請求の対象となる文書を特定できるものとして収受した事実は確認できず、また、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、補正を求めたものであると認められる。</p> <p>なお、補正の求めの通知において、脱字による誤記という事実はあったが、申出人が主張する「改ざん」という事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

(H20)苦情21・22・25

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 7 号
平成 2 1 年 7 月 6 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成 2 1 年 3 月 1 8 日付け及び平成 2 1 年 3 月 2 9 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1 苦情の内容	
	(H20) 苦情事案 21 : 平成 2 1 年 3 月 1 8 日付け	建築指導課からの補正要求に対する回答書をセンター担当者が隠ぺい 09' 2. 23 FAX 送付し担当者に確認したのに控を交付しないから確認したら「忘れていた」ととぼけた。
	(H20) 苦情事案 22 : 平成 2 1 年 3 月 1 8 日付け	H 2 1 . 2 . 3 付行政文書開示請求書の回答がない。 センターに確認しても答えがない。
	(H20) 苦情事案 25 : 平成 2 1 年 3 月 2 9 日付け	担当課を違う課にした。(受付番号 7 7 5 番) 担当者が打合せ、決めたと言っていたが打合せ相手の名前を言わない。 出先が担当課でも主務課が担当課とし却下させた 打合せした記録を開示しようとししない
	2 調査の概要	
	平成 2 1 年 3 月 1 8 日	苦情申出書の受付 (苦情 2 1 ・ 2 2)
	平成 2 1 年 3 月 3 0 日	苦情申出書の受付 (苦情 2 5)
	平成 2 1 年 5 月 1 8 日	申出人への書面による調査 (苦情 2 1 ・ 2 5)
	平成 2 1 年 5 月 1 8 日	実施機関 (政策法務課) への書面による調査 (苦情 2 1 ・ 2 2 ・ 2 5)
	平成 2 1 年 5 月 1 8 日	実施機関 (建築指導課・安房地域整備センター) への書面による調査 (苦情 2 2)
平成 2 1 年 5 月 2 7 日	実施機関 (建築指導課) から調査回答書受付	
平成 2 1 年 6 月 2 日	実施機関 (安房地域整備センター) から調査回答書受付	
平成 2 1 年 6 月 9 日	実施機関 (政策法務課) から調査回答書受付	
平成 2 1 年 6 月 2 5 日	苦情処理調査部会で審議	
3 処理結果		
(1) 苦情の申出書の内容によると、苦情事案 2 1 ・ 2 2 ・ 2 5 は、平成 2 1 年 2 月 3 日付けで提出された行政文書開示請求書 (受付 7 7 5 番。以下「本件請求」という。) に係る事務手続等についての苦情であると認められる。		

(2) (H20) 苦情事案21

ア 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申出人は、建築指導課が行った本件請求に係る補正の求めに対する回答を平成21年2月23日に政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「センター」という。）へFAX送付したものであり、センターは同日に建築指導課へ送付しているため、回答書を隠ぺいした事実はない。

(イ) 平成21年3月18日に申出人が来庁した際、申出人からFAX送付した文書の写しを交付するよう要求され、開示請求書等の写しを交付したが、同年2月23日にFAX送付された回答書については写しの交付を忘れてしまった。しかし、FAXで送付された開示請求書等の控えを申出人が来庁の際に交付することは、申出人の要請を受け行政サービスとして行っているものであり、写しの交付漏れについては率直に説明し陳謝しており、申出人が主張する事実はない。

(3) (H20) 苦情事案22

ア 実施機関に調査したところ、建築指導課からは次のとおり説明があった。

本件請求については、開示請求書の内容では、開示請求に係る行政文書を特定することが困難であったため、平成21年2月19日付け建第2193号及び同年2月25日付け建第2249号で2度の補正の求めを行ったが、その回答書及び申出人が自主的に提出した補正書からは行政文書を特定することができなかったため、同年3月17日付け建第2417号で却下決定を行っている。

イ センターからは、本件請求の処理状況について同年3月18日に申出人から照会を受けているが、当日は建築指導課の担当者が不在であり確認できなかったものの翌日申出人に対して電話連絡し、同年3月17日付け建第2417号で却下決定がなされたこと及びその理由を説明しており、申出人が主張する事実はないと説明があった。

ウ また、安房地域整備センター（以下「安整」という。）からは、申出人から安整あてに本件請求に対する確認のための連絡があった事実はないと説明があった。

(4) (H20) 苦情事案25

ア 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求については、担当課が違う場合は担当課に送付するようにとの申出人からの申出を受けて安整で収受されたものであり、過去に建築指導課が対応した開示請求に関するものであったため、建築指導課が担当課となったものであり、申出人が主張する「担当課を違う課にした」事実はない。

なお、開示請求の担当課については、対象となる行政文書を保有する課（所）がある場合は当該課（所）が、対象となる行政文書を保有する課（所）がない場合は、請求内容に係る事務を所掌する課（所）が担当課となるものであり、担当課（所）は実施機関が決めるものである。

(イ) 申出人は「打合せ相手の名前を言わない」と述べているが、本件請求の担当課を決定した理由は前記(ア)のとおりであり、その旨申出人に対して説明済みであることから、総合窓口で行うべき

(H20)苦情21・22・25

	<p>「行政文書の開示請求・開示の実施等に係る相談及び案内に関すること」について適切に実施している。</p> <p>(ウ) また、担当課が建築指導課となった理由は前記(ア)のとおりであり、却下決定については前記(3)アのとおりであることから、申出人が主張する「出先が担当課でも主務課が担当課とし却下させた」事実はない。</p> <p>(エ) なお、申出人が「打合せした記録を開示しようとしなさい」と述べていることについては、担当課決定の経緯に関する行政文書について、申出人から平成21年3月19日付けで3件(受付886番・887番・889番)の開示請求がされているが、仮に、これらの開示請求で求めているものが申出人の主張する「打合せした記録」であったとしても、いずれの開示請求も対象となる行政文書を特定することができなかったため同年4月16日付け政法第146号で補正を求めた。しかし、申出人からの回答がなかったため却下したものであり、申出人が主張する「開示しようとしなさい」事実はない。</p> <p>(5) 結論 苦情事案21・22・25について、実施機関の説明及び開示請求書等を確認したところ、センター担当者の本事案に係る申出人への対応は適切なものであったと認められ、本件請求の決定も行われていることから、申出人が主張するような事実は確認できなかった。 また、申出人に対しても、本事案に係る事実確認等について調査を実施したが、申出人からは何ら回答がなく、実施機関の説明を覆す特段の事情は認められない。 したがって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

第4号様式(第9条1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 19 号

平成21年 7月 6日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成21年3月18日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(20) 苦情事案23：平成21年3月18日付け 平成21年1月7日受理の安房地域整備センターからの理由書を隠した。 情報公開・個人情報センターで理由書の提出について、情報提供を同センター担当者に問い合わせても答えなかった。 県職員に都合の悪いことは隠すのが続いている。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>平成21年3月18日 苦情の申出書の受付 平成21年5月18日 苦情申出人及び実施機関(政策法務課)への書面による調査 平成21年6月 2日 実施機関(政策法務課)から調査回答書の受付 平成21年6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案に係る実施機関の説明は次のとおりである。</p> <p>ア 本事案は、苦情申出人(以下「申出人」という。)が、平成21年1月28日に情報公開・個人情報センター(以下「センター」という。)に来所した際のセンター職員とのやりとりに関するものと思われる。</p> <p>イ 申出人は、「平成21年1月7日受理の安房地域整備センターからの理由書の提出について、情報提供を情報公開センター担当者に問い合わせても答えなかった。県職員に都合の悪いことは隠すのが続いている。」旨の主張をしているが、この点についての事実関係は以下のとおりであり、県職員に都合の悪いことを隠したものではない。</p> <p>(ア) 申出人は、窓口において、「安房地域整備センターの理由説明書は届いているか。」</p>
------	--

	<p>とたずねた。</p> <p>(イ) 情報公開グループにおける本件理由説明書の担当者（以下「本件説明書担当者」という。）が不在だったため、同グループの職員に確認したが、安房地域整備センターから本件理由説明書が届いているか否か確認できなかった。</p> <p>そこで、申出人に本件説明書担当者が不在であり、他の職員にも確認したが、届いているか否かわからないと答えた。</p> <p>(ウ) その後、本件説明書担当者に確認したところ、本件理由説明書が届いていることが分かったので、申出人に知らせようと何回か電話をしたが、連絡が取れなかった。</p> <p>(エ) なお、申出人の異議申立てに係る安房地域整備センター作成の本件理由説明書については、平成21年2月3日付けで申出人に送付した。</p> <p>(2) 当推進会議は、本事案に係る事実確認のため、申出人に対しても調査を実施したが、申出人からは何ら回答がなく、実施機関の説明を覆す特段の事情は認められない。</p> <p>(3) 結論</p> <p>実施機関の説明によると、センター職員は本件理由説明書が安房地域整備センターからセンターに届いていることを確認した後に、何回か電話で申出人に連絡を行ったが連絡が取れなかったとのことである。また、本件理由説明書は、平成21年2月3日付けで申出人に送付されている。</p> <p>したがって、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 1 8 号

平 成 2 1 年 7 月 6 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成21年3月29日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H20)苦情事案24：平成21年3月29日付け申出（3月30日受付け） 同一内容の請求に対して対応が違う。(H21, 3, 27付建第2507号) 補正要求権の濫用 県職員に不都合な情報隠し H19, 4月に建築確認済証を142件発行したのに、140件しか発行していないことがバレてきちんと開示請求に対応しないで情報隠しを出先と共謀してやり続けている。</p> <p>2 調査の概要 平成21年3月30日 苦情申出書の受付 平成21年5月18日 苦情申出人及び実施機関（建築指導課）への書面による調査 平成21年5月27日 実施機関から調査回答書受付 平成21年6月25日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 同一内容の請求に対して対応が違うと主張することについて ア 実施機関に調査したところによると、同一内容の請求とは、平成21年2月3日付け行政文書開示請求書（受付775番）と平成21年3月19日付け行政文書開示請求書（受付888番）であると思料されるところ、両請求は、請求の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載内容が異なっており、また、実施機関からの補正の求めに対する苦情申出人の対応も異なるため、実</p>
------	---

	<p>施機関の対応は異なっているとのことであった。</p> <p>イ 実施機関の説明及び開示請求書、決定通知書等を確認したところ、両請求は同一内容の請求とは認めがたく、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p> <p>(2) H19, 4月に建築確認済証を142件発行したのに、140件しか発行していないことがバレてきちんと開示請求に対応しないで情報隠しを出先と共謀してやり続けていると主張することについて</p> <p>ア 実施機関に調査したところによると、「142件」という数字は、平成20年12月24日付け受付667番の開示請求に係る平成21年1月23日付け建第1941号の行政文書開示決定で苦情申出人に開示した「建築基準法の施行に関する統計（集計）」に記載されている県の各機関の平成19年4月の確認済証交付件数の合計であり、「140件」とは、千葉県が特定行政庁として平成19年4月に確認済証を交付した物件のうち、確認済証番号に「H19確認建築千葉県」と記された確認済証番号の末尾の数字を意味すると思われるとのことであった。</p> <p>なお、この確認済証番号の末尾の数字は交付件数を示すものではないため、確認済証番号で交付件数を判断することはできないとのことであった。</p> <p>イ 実施機関の説明を確認したところ、苦情申出人に開示した「建築基準法の施行に関する統計（集計）」に記載された交付件数142件は、件数が誤って1件多く記載されており、実際の平成19年4月の確認済証交付件数は141件とのことであるが、その内訳は「H19確認建築千葉県」と記されたもの140件と、「H18確認建築千葉県」と記されたもの1件とのことであった。</p> <p>なお、平成19年4月に交付した確認済証に「H18確認建築千葉県」と記された確認済証が含まれることは苦情申出人に開示決定済みとのことであった。</p> <p>よって、平成19年4月の確認済証交付件数は、「H19確認建築千葉県」と記された確認済証番号の末尾の数字とは異なっており、また、苦情申出人からの開示請求については適正に対応しているという実施機関の説明を覆す特段の事情もない。</p> <p>(3) その他</p> <p>その他不適正な事務処理は認められなかった。</p> <p>(4) 結論</p> <p>実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。</p>
調査委員	菅野 泰

※ 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。